

第43回 エネルギー管理士試験

国家試験 一エネルギー管理士一

令和3年度 受験の手引

試験日

令和3年8月8日(日)



受験願書受付期間

受験願書による申込み期間

受付期間内の受領証日附印有効

令和3年5月17日(月)～6月11日(金)

インターネットによる申込み期間(個人・団体)

<https://www.eccj.or.jp/>

令和3年5月17日(月)～6月11日(金)

6月11日(金)までに受験手数料を納付

目次

受験申込みの前にこの手引をよく読んでください。

- | | |
|-----------------------------|------------------------|
| 1. エネルギー管理士試験制度の概要…………… 1 | 4. 新型コロナウイルス感染症に |
| ・エネルギー管理士免状と免状取得方法…………… 1 | 関する留意事項…………… 7 |
| ・エネルギー管理士試験制度について…………… 1 | 5. 受験票・写真について…………… 8 |
| ・旧制度での「熱管理士」、「電気管理士」 | ・受験票について…………… 8 |
| 資格(免状)保有者に対する移行措置…………… 2 | ・写真について…………… 8 |
| 2. 第43回エネルギー管理士試験の内容…………… 3 | 6. 受験に当たっての注意事項…………… 9 |
| ・受験申込みから免状取得までの流れ…………… 4 | 7. エネルギー管理士試験における |
| 3. 受験申込み方法…………… 5 | 電卓の取扱いについて…………… 10 |
| ・受験願書を提出する方法…………… 5 | 8. マークシート方式における |
| ・インターネットから申込みをする方法…………… 6 | 答案用紙記入上の注意事項…………… 11 |
| ・アンケートへのご協力をお願い…………… 6 | 9. 受験願書の記載例…………… 13 |

問い合わせ先

経済産業大臣指定試験機関

一般財団法人省エネルギーセンター

〒108-0023 東京都港区芝浦 2-11-5 五十嵐ビルディング

エネルギー管理試験・講習本部 試験部

TEL. 03-5439-4970

1 エネルギー管理士試験制度の概要

エネルギー管理士免状と免状取得方法

- (1) 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(以下「省エネ法」という。)では、一定量以上のエネルギー使用工場又は事業場は、エネルギー管理指定工場等(一種、二種)として指定されることとなり、そのうちの第一種エネルギー管理指定工場等(事務所、オフィスビル等を除く製造業等の5業種)はエネルギーの使用量の区分に応じて、エネルギー管理士免状の交付を受けている方のうちから、1人から最大4人のエネルギー管理者を選任しなければならないこととなっています。(省エネ法の概要について:経済産業省資源エネルギー庁のホームページ https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/summary/ を参照)
- (2) エネルギー管理士免状を取得するには、次の二つの方法があります。
- ① エネルギー管理士試験に合格することによる取得方法
 - ② エネルギー管理研修を修了することによる取得方法
- ②のエネルギー管理研修を修了し、経済産業大臣の認定を受け、エネルギー管理士免状の交付を受けた方は、①のエネルギー管理士試験を受験し、合格されても、新たに免状の交付は行われませんのでご注意ください。
- (3) エネルギー管理士試験に合格したあと、経済産業大臣にエネルギー管理士免状の交付を申請する際には、エネルギーの使用の合理化に関する実務に1年以上従事したことを証する「エネルギー使用合理化実務従事証明書」の提出が必要となります。実務に従事した時期は、合格の前後を問いません。
- エネルギー管理士免状には、熱分野・電気分野の専門区分の区別はありません。エネルギー管理士免状を熱分野で取得した方が改めて電気分野を受験する必要はなく、また、電気分野で取得した方が改めて熱分野を受験する必要はありません。

エネルギー管理士試験制度について

- (1) エネルギー管理士試験の受験に際して、資格の制限はありません。
- (2) エネルギー管理士試験では、**必須基礎区分(課目Ⅰ)及び熱分野専門区分(課目Ⅱ～Ⅳ)**又は**必須基礎区分(課目Ⅰ)及び電気分野専門区分(課目Ⅱ～Ⅳ)**のいずれか一つの分野を選択し、各課目の合格基準(配点の60%)以上の得点を得て、選択した全課目が合格基準以上の受験者を試験合格者として判定します。したがって、同一回において選択した分野の4課目を受験することとなります。

【必須基礎区分及び熱分野専門区分の試験課目】

課目Ⅰ エネルギー総合管理及び法規	課目Ⅱ 熱と流体の流れの基礎
1. エネルギーの使用の合理化等に関する法律及び命令	課目Ⅲ 燃料と燃焼
2. エネルギー情勢・政策、エネルギー概論	課目Ⅳ 熱利用設備及びその管理
3. エネルギー管理技術の基礎 (判断基準の理解・実践について)	

【必須基礎区分及び電気分野専門区分の試験課目】

課目Ⅰ エネルギー総合管理及び法規	課目Ⅱ 電気の基礎
1. エネルギーの使用の合理化等に関する法律及び命令	課目Ⅲ 電気設備及び機器
2. エネルギー情勢・政策、エネルギー概論	課目Ⅳ 電力応用
3. エネルギー管理技術の基礎 (判断基準の理解・実践について)	

(3) エネルギー管理士試験には **試験課目の免除制度** が導入されています。

- ①この制度は、選択した分野の受験の結果、一部の課目が合格基準以上の場合に、課目合格者となります。課目合格者はその合格した試験が行われた年の初めから3年以内に同一選択分野の受験をする場合に、合格している課目については免除となります。
- ②合否判定は、免除期間中の課目と本年度の同一選択分野における受験結果により、全課目が合格となった場合に、試験合格者として判定します(なお、分野を変更した場合の必須基礎区分(課目Ⅰ)の免除の扱いは⑤によります)。
- ③合格している課目の免除期間中は、その課目は受験することができません。ただし、課目Ⅰの免除期間中に分野を変更した場合で課目Ⅰが免除されないケース(⑤参照)を除きます。
- ④3年間の免除期間を過ぎた場合には、その合格している課目は無効となりますので改めてその課目を受験する必要があります。
- ⑤課目Ⅰの免除期間中に選択した分野を変更した場合には、変更後の分野において課目Ⅰ以外に受験すべき課目があるときに限り、課目Ⅰを免除することとしています。(Q&A 参照)
- ⑥エネルギー管理士試験において、既に一つの分野を試験合格しており、別の分野を受験する場合は、課目Ⅰについて改めて受ける必要があります。
- ⑦エネルギー管理士試験とエネルギー管理研修は異なる制度です。エネルギー管理研修で合格している課目は、エネルギー管理士試験では試験免除の対象とはならず、また、試験で合格している課目は、研修では試験免除の対象とはなりません。

課目合格者の受験についての Q&A

Q1 昨年、**必須基礎区分及び熱分野専門区分**で受験して熱分野専門区分の課目Ⅱ～Ⅳに課目合格しました。

今年、**必須基礎区分及び電気分野専門区分**を受験する場合、必須基礎区分(課目Ⅰ)に課目合格したら、**必須基礎区分及び熱分野専門区分**の方は合格しますか?

A1 合格とはなりません。合格判定は、選択した分野でのみ行われます。つまり本年は、選択した**必須基礎区分及び電気分野専門区分**でのみ判定対象となりますので、選択しなかった**必須基礎区分及び熱分野専門区分**での合格判定は受けられません。

Q2 今年、**必須基礎区分及び電気分野専門区分**で受験し、必須基礎区分(課目Ⅰ)だけ課目合格したのですが、来年分野を変更し**必須基礎区分及び熱分野専門区分**を受験する場合に必須基礎区分(課目Ⅰ)は改めて受ける必要がありますか?

A2 分野選択毎に試験を実施していますので、原則は**必須基礎区分及び熱分野専門区分**において課目Ⅰの受験が必要ですが、課目Ⅰ以外に受験すべき課目があるときは課目Ⅰを免除することとしています。一方、熱分野専門区分の課目Ⅱ～Ⅳに課目合格して免除となって受験すべき課目がないときは課目Ⅰは免除になりません。

旧制度での「熱管理士」、「電気管理士」資格(免状)保有者に対する移行措置

旧制度(平成17年度省エネ法改正前)での熱管理士、電気管理士資格(免状)保有者は、熱・電気双方の内容を網羅する課目Ⅰ(エネルギー総合管理及び法規)を受験し合格することにより、現行制度のエネルギー管理士になります。

現行制度のエネルギー管理士への移行措置としては次表のとおりです。

	旧制度での資格取得状況	移行方法
A	熱管理士又は電気管理士のいずれかの 免状の交付を受けている方 ・資格取得の経緯(国家試験・認定研修)は問いません。	国家試験を受験し合格する。(注) (専門区分の課目Ⅱ～Ⅳの免除を受け、課目Ⅰを受験し合格する。)
B	熱管理士及び電気管理士の両方の 免状の交付を受けている方	現行制度における「エネルギー管理士」とみなされますので、国家試験の受験は必要ありません。

(注) 平成17年度の改正省エネ法附則第4条に規定する試験課目(専門区分課目Ⅱ～Ⅳ)の免除に期間の制限はありません。

(注) 『旧制度の熱管理士又は電気管理士の免状取得者』(旧制度から現行制度への移行措置)での受験申込みは、「インターネット申込み」を利用してください。受験願書を兼ねた払込取扱票での申込みを希望の場合は、当センター試験部までご連絡ください。

2 第43回エネルギー管理士試験の内容

- ① 試験 日 令和3年8月8日(日)
- ② 受験申込受付期間・受験願書申込み
 令和3年5月17日(月)から6月11日(金)までの受領証日附印有効
 ・インターネット申込み(個人・団体)
 令和3年5月17日(月)から6月11日(金)までにインターネットから申込み、
 6月11日(金)までに受験手数料を納付し、申込み完了
- ③ 受験手数料 17,000円(非課税)
 ただし、旧制度の熱管理士又は電気管理士の免状取得者で、平成17年度の改正法附則第4条に規定する試験科目(専門区分科目Ⅱ～Ⅳ)の免除を受け、科目Ⅰを受験する場合は、10,000円(非課税)です。
- ④ 試験地及び試験会場 北海道、宮城県、東京都、愛知県、富山県、大阪府、広島県、香川県、福岡県及び沖縄県
 希望する試験地を選択してください。
 なお、試験会場は受験票にて通知します。(受験票についてはP.8を確認してください。)
 試験地ごとの会場は当センターホームページの「試験部からのお知らせ」に掲載します。
 会場は試験地によって複数会場になりますが、会場を選択することはできません。
- ⑤ 受験資格 受験資格の制限はありません。
- ⑥ 試験の方法 試験は筆記試験(マークシート方式)です(HBの鉛筆を使用)。
- ⑦ 試験時間、試験科目 試験科目の順番(科目Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ)と試験時間の順番(1、2、3、4時間)は異なっていますので、ご注意ください。

●必須基礎区分及び熱分野専門区分

試験時間	1時間目 9:00～10:20 (80分)	2時間目 10:50～12:40 (110分)	3時間目 14:00～15:50 (110分)	4時間目 16:20～17:40 (80分)
試験科目 ()内は 問題数	科目Ⅰ エネルギー総合管理 及び法規 ●エネルギーの使用の 合理化等に関する法律 及び命令(注1)(1) ●エネルギー総合管理 ●エネルギー情勢・政策、 エネルギー概論(1) ●エネルギー管理技術の基礎(1)	科目Ⅱ 熱と流体の流れ の基礎 ●熱力学の基礎(2) ●流体工学の基礎(1) ●伝熱工学の基礎(1)	科目Ⅳ 熱利用設備及び その管理 ●計測及び制御(2) ●熱利用設備 ●ボイラ、蒸気輸送・貯蔵装置、 蒸気原動機・内燃機関・ガス タービン(2) *熱交換器・熱回収装置(1) *冷凍・空調設備(1) *工業炉、熱設備材料(1) *蒸留・蒸発・濃縮装置、 乾燥装置、乾留・ガス化装置(1) (注2)	科目Ⅲ 燃料と燃焼 ●燃料及び燃焼管理(2) ●燃焼計算(1)

●必須基礎区分及び電気分野専門区分

試験時間	1時間目 9:00～10:20 (80分)	2時間目 10:50～12:40 (110分)	3時間目 14:00～15:50 (110分)	4時間目 16:20～17:40 (80分)
試験科目 ()内は 問題数	科目Ⅰ エネルギー総合管理 及び法規 ●エネルギーの使用の 合理化等に関する法律 及び命令(注1)(1) ●エネルギー総合管理 ●エネルギー情勢・政策、 エネルギー概論(1) ●エネルギー管理技術の基礎(1)	科目Ⅲ 電気設備 及び機器 ●工場配電(2) ●電気機器(2)	科目Ⅳ 電力応用 ●電力応用(2) *電気加熱(1) *電気化学(1) *照明(1) *空調設備(1) (注2)	科目Ⅱ 電気の基礎 ●電気及び電子理論(1) ●自動制御及び情報処理(1) ●電気計測(1)

(注1)「エネルギーの使用の合理化等に関する法律及び命令」は、令和3年4月1日時点で施行されている法令が対象となります。

(注2)熱分野科目Ⅳと電気分野科目Ⅳの*印は、4問題中2問題を選択し、解答します。

・4科目のうち一部の科目のみを受験することも可能です。ただし、試験免除期間中の合格している科目は受験できません。

⑧ 試験結果の通知

- (1) 9月下旬に合格者の受験番号を官報公示します。また、受験者全員に合否通知書を郵送します。
- (2) 当センターホームページに合格者の受験番号を掲載する予定です。

⑨ 試験合格者について

- (1) 試験合格者に対しては、試験合格証を郵送します。
- (2) 経済産業大臣にエネルギー管理士免状の交付を申請する際に、合格証番号が必要となります。

⑩ 標準解答の掲載

- (1) 試験終了後の8月10日（火）以降、当センターホームページに標準解答を掲載する予定です。
- (2) 試験問題や標準解答の内容、個人の得点や採点内容に関する問い合わせには、一切応じられません。

受験申込みから免状取得までの流れ

① 受験申込受付期間

・受験願書申込み

5月17日～6月11日にゆうちょ銀行（郵便局）にて払込み

・インターネット申込み（個人・団体）<https://www.eccj.or.jp/>

5月17日～6月11日にインターネットから申込み、**6月11日までに受験手数料を納付**し、申込み完了

② 試験地の変更

試験地の変更は、7月2日（金）までにご連絡下さい。

③ 受験票発送

7月13日頃試験部より発送 受験票の到着時に記載事項を確認

④ 受験票未着問い合わせ期間

7月26日～7月28日 受験票が未着の場合は試験部まで連絡

⑤ 試験日

8月8日 写真貼付・自署した受験票を持参し受験

⑥ 合否通知

9月下旬 合否通知書を受取（受験者全員）

⑦ 免状交付申請

試験合格者は経済産業大臣に免状交付を申請

申請の際に1年以上の実務従事証明書を提出

⑧ 免状取得

エネルギー管理士免状を取得

3 受験申込み方法

受験申込み方法には、**受験願書を提出する（ゆうちょ銀行（郵便局）にて払込みをする）方法とインターネットから申込みをする方法**の2種類があり、いずれかを選択して申込みをしてください。

いずれの方法も、**申込み後には、申込受験者、分野専門区分等の変更や申込みの取消はできません**のでご注意ください。

なお、試験地の変更は7月2日（金）まで受け付けますので、当センター試験部までご連絡ください。以降の変更は認められませんのでご注意ください。

また、受験申込みの受付が完了した後は、受験手数料は返還いたしません。

障害等により、座席、持ち物等に配慮が必要な場合は、申込み時にその旨を当センター試験部までご連絡ください。

受験願書を提出する方法

受験願書は、この「受験の手引」にとじ込まれている専用の「払込取扱票」（注）が兼ねています。

この**受験願書を兼ねた「払込取扱票」**に必要事項を記入の上、令和3年5月17日（月）から6月11日（金）までに、**受験手数料とともにゆうちょ銀行（郵便局）窓口へ提出してください。**なお、**受験願書は受付期間内の受領証日附印のあるものに限り受け付けます。**

これで、受験願書の提出手続きは完了となります。受験願書（払込取扱票）は、ゆうちょ銀行（郵便局）から当センターに送られ、受験の申込み受付となります。

（注）『旧制度の熱管理士又は電気管理士の免状取得者』（旧制度から現行制度への移行措置）は、払込取扱票が異なります。旧制度から現行制度への移行措置の払込取扱票を希望の場合は、当センター試験部までご連絡ください。（「インターネット申込み」でも受験申込みが可能です。）

（1）受験願書の記入について

- ① 受験願書（払込取扱票）は、P.13の記載例を参照の上、漏れなく、間違えのないよう記入してください。
- ② **記入は、黒ボールペンを使用し、必ず申込受験者本人が正確に記入してください。**
- ③ 受験願書は機械処理を行いますので、明瞭に記入してください。
- ④ 記載内容を訂正する場合は、その箇所を二重線で消し、訂正印を押してください。

（2）受験手数料の納付について

- ① 受験願書を兼ねた専用の「払込取扱票」を使用し、受験手数料を納付してください。
- ② 口座番号、金額などは、「払込取扱票」に印刷済みです。法人などで納付する場合であっても、「振替払込請求書兼受領証」の「ご依頼人」には、法人名のほかに申込受験者本人の氏名を必ず記入してください。
- ③ 払込手数料は払込人負担です。
- ④ 受験願書の受付が完了した後は、受験手数料は返還いたしません。
- ⑤ 領収書は、「振替払込請求書兼受領証」で代えさせていただきます。それ以外の**領収書は発行いたしません**ので、ご了承ください。
- ⑥ 専用の「払込取扱票」を使用すればATMでも納付できますが、「振替払込請求書兼受領証」の返却はありませんのでご注意ください。
- ⑦ ゆうちょ銀行（郵便局）に備え付けの「払込取扱票」では受付できません。専用の「払込取扱票」を必ず使用してください。

（3）その他

- ① 「払込取扱票」（受験願書）でゆうちょ銀行（郵便局）窓口から受験手数料を納付すると、「振替払込請求書兼受領証」の部分の返却されます。この**「振替払込請求書兼受領証」は、受験願書を提出した証明となり、受験票が届かない場合の問い合わせに必要となりますので、受験票が届くまで必ず保管してください。**
- ② 受験願書の記載に不備がある場合には、受理せずに不備書類として返送します。受験願書の再提出は、指示された期間内に行ってください。

インターネットから申込みをする方法

- (1) 令和3年5月17日(月)から6月11日(金)23時59分までに、当センターホームページ(<https://www.eccj.or.jp/>)から、手順に沿って受験の申込みをしてください。

受験手数料の納付方法は「銀行口座振込」、「クレジットカード決済」、「ネットバンク決済」又は「コンビニ支払い」から選択し、**6月11日(金)までに納付してください。納付期限までに受験手数料を納付しないと、申込みの受付がされず、試験を受けることはできません。**

- (2) インターネットから申込みをする方法では、個人申込み又は団体申込み(複数名分の申込み)が選択できます。
団体申込みの場合、受験手数料が申込受験者全員分の一括納付となります。また、一団体の申込受験者全員分の受験票が、申込責任者宛に郵送されます。ただし、受験後の可否通知書は受験者個人宛に郵送されます。

詳細は、5月17日(月)以降の当センターホームページにて確認してください。

アンケートへのご協力のお願い

アンケートへのご回答は強制ではありません。ご回答いただかなくとも、受験申込みの手続きなどに支障はありません。

アンケートへのご回答は、受験申込みの際に、受験願書を提出する方法では受験願書を兼ねた「払込取扱票」のアンケート回答欄へご記入、インターネットから申込み(個人のみ)をする方法ではホームページ上でご入力いただくことでご協力をお願いします。

アンケートのご回答内容については、個人情報として秘密を厳守し、今後の試験事務の円滑な実施のための参考資料として使用する以外の目的では使用いたしません。なお、アンケートのご回答内容について個人を特定できない状態に集計した統計情報を公開することがあります。

アンケート項目は次の(1)～(4)で各項目の選択肢から一つ回答してください。「払込取扱票」(受験願書)には、アンケート回答欄(1)～(4)にそれぞれ選択した番号をご記入ください。

(1) 勤務先

あなたの勤務先の主たる業種は、どれに該当しますか。

学生の方は、『18 在学中』を選択してください。

- | | | |
|-----------|-------------|-----------------|
| 1 製造業 | 2 鉱業 | 3 電気供給業 |
| 4 ガス供給業 | 5 熱供給業 | 6 水道業 |
| 7 農林水産業 | 8 建設業 | 9 不動産・ビルメンテナンス業 |
| 10 情報通信業 | 11 運輸・小売業 | 12 飲食店・宿泊業 |
| 13 医療・福祉 | 14 教育・学習支援業 | 15 その他のサービス業 |
| 16 官公庁・役所 | 17 無職、その他 | 18 在学中 |

(2) 学歴

あなたの最終学歴について教えてください。

学生の方で、(1)勤務先で『18 在学中』を選択した方は、在学先を選択してください。

- | | | |
|----------|--------|----------------|
| 1 大学院 | 2 大学 | 3 短期大学又は高等専門学校 |
| 4 各種専門学校 | 5 工業高校 | 6 高校 |
| 7 その他の学校 | | |

(3) 専攻課程

あなたの(2)学歴の専攻課程について教えてください。

- | | | |
|----------|---------|---------|
| 1 機械工学系 | 2 金属工学系 | 3 化学工学系 |
| 4 電気工学系 | 5 情報工学系 | 6 建築工学系 |
| 7 その他の理系 | 8 文系 | 9 その他 |

(4) 取得目的

あなたがエネルギー管理士の資格を取得する目的について教えてください。

- 1 エネルギー管理者等の選任のため(勤務先からの指示)
- 2 エネルギー管理士の技術レベル習得のため
- 3 昇格、手当等で有利なため
- 4 将来、エネルギー管理の仕事をしたいため
- 5 勤務先や上司等から勧められたため
- 6 今後の就職や転職に有利なため
- 7 勤務先の社員教育の一環として含まれているため
- 8 上司や先輩等有資格者であるため
- 9 制度変更になり、移行措置をとる必要があるため
- 10 その他